

「関係法令等適合チェックリスト」作成要領

I 趣旨

- (1) 「関係法令等適合チェックリスト」は、各大学が自己評価を行うに当たり、教育研究活動等を展開するための必要条件である学校教育法(昭和22年法律第26号)、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等の関係法令等に適合しているかを確認する際に役立てていただくためのものです。
- (2) 大学が教育研究活動等を展開するに当たっては、関係する全ての法令等に適合していることが必要ですが、本チェックリストには、一部の法令等に限定して確認事項を設定しています。その他の事項については、当機構の作成している自己評価実施要項別紙2「観点に対応する関係法令及び分析する際の留意点、根拠資料・データ等例」を参考に適宜確認してください。

なお、本チェックリストには関係法令だけではなく、自己評価を行うに当たり、大学として把握すべき事項も含まれています。

各大学においては、各事項について、適合状況を確認した上で自己評価書を作成してください。
- (3) 本チェックリストは、各大学の関係法令等への適合状況について、機構として把握する際の参考にさせていただきますので、自己評価書等と併せて提出してください。

II 記入要領

- (1) 本チェックリストは、評価実施年度の5月1日現在で作成してください。
- (2) 「確認事項欄」において示されている法令等に適合しているかを確認し、「適合状況欄」において当該法令等に対する適合状況を確認するとともに、「根拠(資料等)欄」において法令等に適合していることが確認できる根拠(自己評価書における資料番号やURL等)を示してください(例:「〇〇大学学則」(自己評価書資料1-1-〇又は<http://>・・・))。なお、学部や研究科等ごとに根拠が異なる場合は、学部や研究科等ごとに、根拠を示してください。
- (3) 各確認事項における法令等が適用されない場合は、「適合状況欄」において「非該当」にチェックをするとともに「根拠(資料等)」欄にその理由を簡潔に記述してください。

(例: 本学は大学院大学であるため、学士課程を設置していない。)